令和6年度事業計画書

一般財団法人 全国小型自動車競走選手共済会

令和6年度事業計画

本会は、小型自動車競走選手の福祉及び選手訓練の充実を図り、オートレースの健全な発展に寄与するため、給付事業等、制度の充実化に努めるとともに、 資産の適正な運用と保全にあたるものとする。

また、対象の会員全員に退職給付を支給し、退職給付特別会計を閉鎖することが決まっている。

1. 共 済 事 業

- (1) 遺 族 給 付
 - ・正会員が競走中等の事故により死亡した場合、規定に基づき、その 遺族に対して、遺族給付を行う。
- (2)障害給付
 - ・正会員が競走中等の事故により身体障害等級に至った場合、規定に 基づき、退職時に障害給付を行う。
- (3) 休養給付
 - ・正会員が競走中等の事故により休養を要する場合、規定に基づき、 休養給付を行う。
- (4) 慶 弔 給 付
 - ・正会員の弔事(本人に限る)に対し、規定に基づき、慶弔給付および殉職した会員の葬儀費用支援を行う。
- (5) 障 害 年 金 給 付
 - ・正会員が障害給付の規定に定める身体障害の等級に該当し、退職し た場合、規定に基づき、障害年金給付を行う。
- (6) 退 職 給 付
 - ・正会員が退職したときは、規定に基づき、退職給付を行う。
- (7) 選 手 厚 生
 - ・正会員及びその同居家族に対し、申し合わせ事項に基づきインフル エンザ予防接種費用の補助を行う等、選手の健康面をサポートする。

2. 選手訓練に対する支援事業

・ (一社) 全日本オートレース選手会・各支部において実施される事故防止対策特別訓練について、その費用の一部を支援し、本会の共済事業における給付低減の目的及び公正且つ安全な競技の実施並びに資質の向上を行う。

3. 調査研究事業

- ・給付事業のあり方について調査研究する。
- ・他公営競技の共済制度について調査研究する。

4. 退職給付特別会計の閉鎖

・第184回理事会(令和元年12月23日開催)の決定事項により、 対象となる会員全員に退職給付を支給し、退職給付特別会計を精算 し閉鎖する。

以 上